

## あきる野市における契約に関する特約書

### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付されている契約と一体をなす。

### (定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注者（賃借人） 発注者（賃借人）であるあきる野市をいう。
- (2) 受注者（賃貸人） あきる野市との契約の相手方をいう。受注者（賃貸人）が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 反社会的勢力 暴力団等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体
- (5) 不当介入等 次に掲げるものをいう。
  - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
  - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
  - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
  - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
  - オ その他秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障を生じさせる行為
- (6) 法人の代表者等 法人の代表者若しくは役員（役員として登記又は届出をしていないが実質上経営に関与している者を含む。）、支店若しくは営業所を代表する者若しくは法人と直接雇用契約を締結している正社員又は個人事業主

### (受注者（賃貸人）が暴力団等であった場合の発注者（賃借人）の解除権)

第3条 発注者（賃借人）は、受注者（賃貸人）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人の代表者等が暴力団等であるとき、又は暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の代表者等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 法人の代表者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人の代表者等が、暴力団等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人の代表者等が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。

(6) 法人の代表者等が、あきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）第5条第1項の勧告を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。

- 2 受注者（賃貸人）が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者（賃借人）が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者（賃貸人）は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者（賃借人）の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4 前項の場合において、受注者（賃貸人）が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者（賃借人）は受注者（賃貸人）の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者（賃貸人）の代表者であった者又は構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。

（反社会的勢力を排除するための連携）

第4条 発注者（賃借人）及び受注者（賃貸人）は、警察と連携し、この契約に関与又は介入をしようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換、捜査協力等を行うものとする。

（不当介入等を受けた場合の措置）

第5条 受注者（賃貸人）は、この契約の履行に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本件契約に関して、不当介入等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者（賃借人）に報告するとともに、警察に届け出ること。
  - (2) 下請業者又は工事関係業者（以下「下請業者等」という。）がある場合、下請業者等が不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者（賃貸人）に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。また、受注者（賃貸人）が下請業者等から不当介入等があった旨の報告を受けたときは、速やかに発注者（賃借人）に報告するとともに、警察に届け出ること。
  - (3) 受注者（賃貸人）は、下請契約等の締結に際して「下請業者等が、第3条第1項各号に該当する業者であることが判明した場合は、当該下請契約を解除できる」旨を下請契約に定めるとともに、下請業者等が前号に規定する不当介入等を受けた場合の受注者（賃貸人）への報告について義務づけること。
- 2 受注者（賃貸人）が前項の報告、届出等を怠ったときは、発注者（賃借人）は状況に応じて契約解除、あきる野市の契約から排除する措置（停止措置）又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。また、下請業者等が報告を怠った場合も、発注者（賃借人）は下請業者に対して同様の措置を講じることができる。